広島市監査委員
 古
 川
 智
 之

 同
 井
 戸
 陽
 子

 同
 定
 野
 和
 広

 同
 石
 田
 祥
 子

定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査 基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

1 監査の対象

(1) 対象局部課等

財 政 局

財 政 課

管 財 課

区 役 所 (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)

市 民 部 区政調整課

(2) 監査の範囲

令和6年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。 ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

2 監査の期間

令和6年11月21日から令和7年5月14日まで

3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。